

長野県サマースクール開催支援事業補助金交付要綱(案)

(通則)

第1 長野県サマースクール開催支援事業補助金の交付については、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 海外の大学生や県内在住の留学生など、多様な国籍の人々との交流を通じて、多様性を受け入れ、国際的な感覚を身に付けることにより、高校生の多様な進路選択や海外留学の機運醸成を図るとともに、県内地域との連携により交流人口の増加や観光振興の担い手育成に資する学びの場の提供として実施される「サマースクール」について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第3 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ別に定める選考を経て決定した者とする。

- (1) 法人格を有すること（ただし、政治団体、宗教団体、公序良俗に反する団体は除く）
- (2) 高校生に対する国際的な学びの機会を提供した実績を有する者であること

(補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助の対象となるサマースクールの要件、補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5 規則第3条に規定する申請は、長野県サマースクール開催支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次項各号に規定する書類を添付して、長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に対し行うものとする。

2 交付申請に添付する書類は、次のとおりとする（ただし、地方公共団体が申請する場合については、第4号は除く）

- (1) 補助事業計画書
- (2) 補助事業収支予算書
- (3) サマースクール開催実績を示す書類
- (4) 補助対象者の定款等（法人の目的や活動内容を示す書類）、決算書（直近のもの）

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、

申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第15第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

(補助金額及び計画の変更)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに教育長へ報告し、その承認を受けるものとする。

ア 開催地域又は開催月の変更

イ 補助対象経費の2割以上の変更

(2) 事業を中止しようとするとき(遂行が困難となったときを含む。)は、速やかに教育長へその旨を報告し、承認を受けること。

2 前項第1号及び第2号の規定による報告及び承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 開催地域又は開催月及び補助対象経費を変更しようとするとき

長野県サマースクール開催支援事業 計画変更承認申請書(様式第2号)

(2) サマースクールを中止しようとするとき

長野県サマースクール開催支援事業 中止承認申請書(様式第3号)

(申請書の取下げ)

第7 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、当該補助金の交付決定通知を受けた日から20日以内に長野県サマースクール開催支援事業補助金交付申請取下書(様式第4号)を教育長に提出して行うものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第8 教育長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、当該取消に関し、既に交付された補助金がある場合には、その返還を命ずることができるものとする。補助金の額の確定があつた場合においても同様とする。

(1) 補助要件を満たさなくなったとき

(2) 申請、実績報告等に虚偽の記載があると認められたとき

(3) 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき、または教育長の指示に従わなかったとき

(4) 不正、怠慢その他不適切な行為を行う等、教育長が交付決定を取り消すことが適当であると判断したとき

(状況報告)

第9 教育長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業進捗に関する報告を求めることができる。

(事前着手届)

第 10 交付申請に当たり、やむを得ない事情により補助金交付決定前に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した事前着手届(様式第 5 号)を教育長に提出するものとする。

(実績報告)

第 11 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書は、長野県サマースクール開催支援事業実績報告書(様式第 6 号)に次の各号に規定する書類を添付し、教育長に提出するものとする。

(1) 長野県サマースクール開催支援事業 収支報告書

(2) 補助対象経費に係る支出を証する書類

2 前項の書類の提出期限は、事業完了後 30 日以内または補助金交付決定年度の 12 月 25 日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付の請求)

第 12 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、長野県サマースクール開催支援事業補助金交付請求書(様式第 7 号)を教育長へ提出するものとする。

2 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、長野県サマースクール開催支援事業補助金概算払請求書(様式第 8 号)を教育長へ提出するものとする。

(申請書等の様式等)

第 13 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施のために必要な事項は、別に定める。

(証拠書類の保存)

第 14 補助事業者は、本事業に係る証拠書類を、事業完了の日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間保存しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第 15 第 5 第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第 5 第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第 9 号)により速やかに教育長に報告するとともに、教育長による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条第 1 項の補助事業の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により教育長に報告するものとする。

附則

この要綱は令和7年3月 日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

別表1 補助対象とするサマースクールの要件、補助対象経費及び補助金額

<p>1 補助対象とするサマースクールの要件</p>	<p>(1) 高校生を対象にすること（県内在住の生徒を含めること） (2) 長野県内で開催すること (3) 宿泊を伴う企画であること (4) 英語力の向上や海外留学機運醸成につながる内容であること（海外の大学生や海外留学経験のある者を講師に加えること） (5) 県内市町村や地域団体などと連携して実施し、観光振興に資する内容であること</p>
<p>2 補助対象経費</p>	<p>(1) 人件費（総額の3割以内とする） (2) 報償費（謝金） (3) 交通費 (4) 宿泊費 (5) 食費 (6) 広報費 (7) 消耗品費 (8) 会場費 (9) 通信費 (10) 保険料 (11) 賃借料（物品レンタル） (12) その他、教育長が必要と認めた経費</p>
<p>3 補助金額</p>	<p>補助対象経費の1/2以内 補助上限額 1,200万円</p>